

# 第15次

## 北鯨レポート (その2)

〈千歳支場農林事務官〉

池田善博

### 7. 取締り並びに指導調査

第15次北洋捕鯨には、監督官9名が配置され、各母船には3名ずつ乗船した。操業中は8時間交替で当直制により責任をもって鯨体処理に立合った。

操業開始前に船団幹部と打合を行ない、操業上の注意事項について説明し、標識調査および生物調査に関する採集等について協力を求めた。また外国領海附近においては特に各船の位置について余裕のある行動をとらしめるよう注意した。

#### (1) 体長違反鯨について

同一砲手で各鯨種別制限体長の5%をこえる不足があったもの3回に及んだ時は、当該違反者及び関係者に警告を発し、5回をこえ

る場合は、行政処分を受ける。但し5%以上不足のものは2回をもって上記の1回として計算する、という行政措置の基準があり、警告及び始末書の徴収は我々が現地において行なった。行政処分は砲手に対して行なった。

今回の体長違反鯨は、各捕鯨船が1頭から3頭程度、しかも5%以下であったので、行政処分の基準には該当せず、顛末書の徴収までで終った。

なお顛末書は各頭毎に提出せしめ、同一砲手をもって不足が制限体長の5%をこえるものが4件重なった場合は告発の手续をとり、5%以下の不足については、2件をもって上記の1件として計算する。

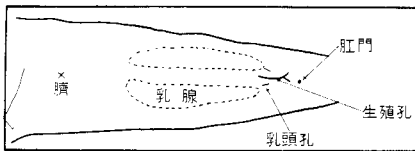
※各鯨種別制限体長に対する5%※

鯨種	制限体長		5%		5%をこえる不足該当鯨
	フィート	メートル	フィート	メートル	
しろながす	70	21.3	4	1.2	65 <sup>7</sup> / <sub>16</sub> 以下 (19.7 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> )
ながす	55	16.8	3	0.9	51 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> (15.4 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> )
ざとう	35	10.7	2	0.6	32 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> (9.7 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> )
いわし	40	12.2	2	0.6	37 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> (11.2 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> )
まっこう	38	11.6	2	0.6	35 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> (10.6 <sup>1</sup> / <sub>16</sub> )

## (2) 乳分泌鯨

仔連れ母鯨と認定せるものを捕獲した場合は、行政処分で1件毎に告発、単なる乳分泌の場合は顯末書だけである。

北洋における抹香鯨は、そのほとんどが、雄といわれている。(抹香鯨の群態は数十頭から数百頭赤道を中心に群をなし、大型の雄がいるほかは雌鯨とそれに仔連れ母鯨のみで、一夫多妻、成熟した雄は見られず、北洋における抹香鯨は成熟した雄、老齢になって追われた離れ抹香鯨が多い) 今回の操業では雄鯨が1,877頭、雌鯨123頭で、ここ数年においてこのように多くの雌鯨が捕獲されたことは、めずらしいということで、今回は雌鯨の捕獲についての違反に該当するものはなかった。乳分泌鯨を知るには、乳腺を切断し、乳汁の分泌するか否かによって妊娠個体かどうかを見わける。



## (3) 禁止鯨の捕獲

捕獲禁止鯨は、セミ鯨、コ鯨、ザトウ鯨、シロナガス鯨で、これら捕獲禁止鯨の捕獲及び違反鯨のいんべいを目的とする鯨体放棄の場合、行政処分の基準として1回目の捕獲は、捕鯨船を4日以内捕獲停止、2回目はその漁期中捕獲停止で、それぞれ告発する。

私の乗船した船団は、マッコウ鯨だけというところもあって判明しやすく、禁止鯨の捕獲

はなかった。

## (4) 禁漁期間の違反

日栄丸船団、第2極洋丸船団は、毎年5月1日から12月31日まで、第3日新丸船団は5月15日から翌年1月14日までが操業期間(往航期間を含む)であり、違反該当船団はなかった。

## (5) 禁止区域違反

北緯45度以北の北太平洋(ベーリング海、オホーツク海、日本海含む)及び北緯72度以南、東経150度以東、西経140度以西の北太平洋内に限られ、これらに違反した場合は(3)と同じ処分を受ける。これらについても今回違反はなかった。

## (6) 鯨体処理違反

### イ. 制限時間超過鯨

完捕から処理のため母船に引揚げられるまでの経過時間が33時間以上の鯨は違反となる。今回は該当する鯨はなかったが、制限時間に近い鯨が数頭あった。

鯨1頭処理するのに、15分から25分ぐらいいかり、1日に80頭も捕獲されることがあると、処理能力以上になり、どうしても制限時間に近くなる為、今後捕獲方法についても一考を要する。

### ロ. 不完全処理

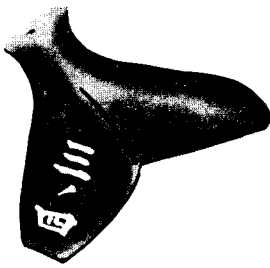
条約及び省令によると、マッコウ鯨の場合肉、内臓以外の鯨の部分、すべて加工処理されなければならない、作業の人達が積極的に完全処理につとめたので問題なかった。

## 8. 立 合

鯨が母船に引揚げられると①時刻を確認、その後鯨が甲板上に静置されたとき②鯨種、③性別、④尾羽記号(捕鯨船〇〇丸の何頭目の鯨であるか尾羽記号で表示してある)を確認して⑤体長測定を行なう。雌のときは⑥乳分泌であるか調べる。⑦胎児があるときは、その長さ及び性を確認する。更にこの鯨が完捕

された時刻及び砲手名を確認し、これらの事項をすべて記帳する。以上の①~⑦までについてくわしく説明すると次の通りである。

(1) 時刻 5分単位で数えられる。(2) 鯨種 今回北洋で捕獲された鯨は3種類で、私達の船団はマッコウ鯨だけであったが、参考までに3種類の鯨についての記号を示すと



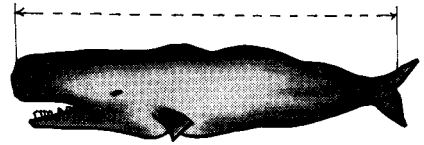
尾羽記号

例・第3利丸の4頭目の鯨であれば3の4と刻んである

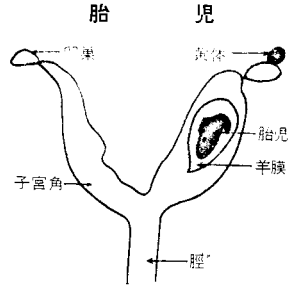
次のとおりである。マッコウ鯨 (Sperm Whale) は Sp, ナガス鯨 (Fin Whale) は F, イワン鯨 (Sei Whale) は S である。

なお本年度から捕獲禁止となった鯨は、シロナガ

ス鯨 (B), ザトウ鯨 (H) である。(3) 性別 生殖溝と肛門との距離が雄では長く、雌では短い。また乳頭孔の位置は雌では生殖溝の両側に平行し、雄ではその後方に痕跡的に存在する。成熟鯨では判定を誤ることは少ないが、若い個体では雄の陰茎が露出していない場合があり、雌では生殖溝が閉じて陰核が見えない場合もある。なお雄雌の記号表示は雄が M, 雌が F である。(4) 尾羽記号 甲板に上げられた鯨の尾羽には捕獲した捕鯨船名とその日の何頭目の鯨であるかが記号で記されているのでそれらを確認する。(5) 体長 鯨の体長は上吻の先端から尾びれの分岐点までの体軸に平行な直線で測定し、測定は 0.1 m



単位とし後でフィートでも換算する。(6) 乳分泌 取締のところで説明したので略す。(7) 胎児 まず雌の卵巣を調べて、卵巣に直径 6~12 cm の球形した黄体が存在すれば胎児が子宮内に存在している指標となり、左右の子宮角を縦に切角して、胎児の有無を確かめる。胎児は子宮角の一隅に白色半透明の羊膜につつまれて入っている。また、黄体があってもまれに胎児が見当たらない場合もある。胎児を取り出したらその性別及び体長を測定する。極小の胎児の性別は陰核が後方に突出しているのが雌、陰茎が前方に突出しているのが雄で、体長の測定は 1 cm 単位で表示する。なお胎児は時には双胎、その他が出てくるがある。



## 9. 生物調査

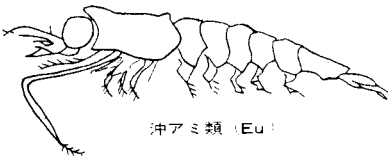
取締上の立合と同時に処理鯨全頭について、生物学的調査を行なった。この調査は毎年継続して実施され (我國の北洋母船式捕鯨

業が1954年に再開されて以来) 鯨類資源の推移の把握がなされている。従来まで水産庁に鯨族資源調査の機関が存在しなかったので鯨類研究所が、調査の計画、取まとめを行なったが、15次北鯨から遠洋水産研究所に、鯨研究室が設置され、捕鯨行政に必要な資源調査研究は、すべて国が実施することになった。

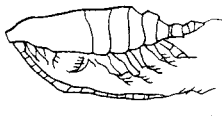
また北洋の鯨資源は、シロナガス、ナガス、ザトウの各鯨種については、特に減少の傾向が明らかであり、国際的にも、国際捕鯨委員会の中に太平洋作業部会が設けられ、資源診断を行なっている。

捕獲鯨の生物調査には、監督官に

### 胃の内容物



沖アミ類 (Eu)



カラヌス類 (Ca)



異脚類 (Am)

より実施される基本的調査及び採集と、生物調査官が乗船する船団により行なわれる特別調査とがある。

(1) 調査、採集項目は、A 処理番号、B 鯨種、C 性別、D 体長、E 捕獲日時、F 処理日時、G 捕獲より処理までの時間、H 捕獲位置、I 胎児、J 胃内容物、K 脂皮の厚さ等である。A から I までについては立合のところで説明したので略して、J、K について説明する。

**1 胃の内容物** a 種類 マッコウ鯨の餌料は魚類 (Fish)、イカ (Sq)、タコ (Oct)、カニ (Crab) 等で、今回の捕獲鯨の 75% が、胃から餌料が発見され、そのうちの 95% が Sq で

3% が Fish、その他となっている。参考までに、ヒゲクジラ類では主として、カラヌス類 (Ca)、オキアミ類 (Eu)、異脚類 (Am) および魚類が主であって、胃の容物は第一胃の内容物の量で判断する。但しマッコウ鯨の場合には、第一胃だけでは内容判定が困難なため、第一胃、第二胃の両方で判断する。また、内容物の量については 100~75% までを「満腹 (R)」、75~50% までが「多い (rrr)」、50~25% までが「稍あり (rr)」、25% 以下が「あり (r)」として表わす。**2 脂皮の厚さ** 脂皮の厚さは、鯨の肥満度を表わす指標で、採油量と密接な関係がある。

## 10. 標 識 調 査

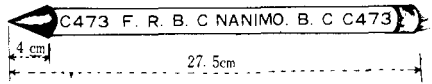
本船団に支給された標識鉾 100 本について標識調査を実施した。

実施期間は、6 月 15 日から 8 月 18 日まで調査船により 49°~59' N—55°~29' N、164°~23' E—164°~32' W の海域で実施された。

また標識鉾の回収については、本年度は 3 本であり、全部外国のもので、そのうち 2 本

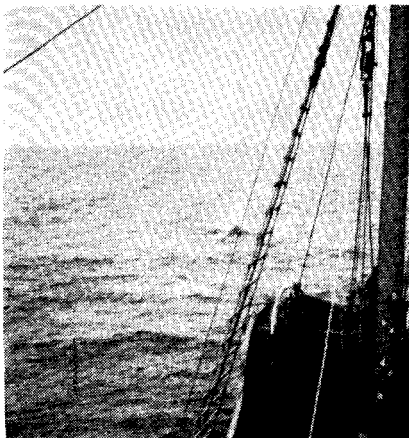
がソ連、1 本がカナダのものであった。標識鉾は別図のとおり先は鉛で筒はアルミニウム、筒には国名等が彫刻されている。

標識鉾から発見された話 カナダ  
先は鉛、筒はアルミニウム



## 11. お わ り に

世界三大漁場のひとつ北洋。とくに日本は北洋とともに生き育ってきた。私も是非一度



遊泳する鯨

は行ってみたいと思っていた。それが実現したときは、まるで夢を見ているような気持ちだった。

当初私は鮭鱒を希望したのだが、機会を失いがっかりしていたところ、北洋捕鯨の監督官として乗船することになった。

鯨、私は考えてもいなかった。しかし北洋へ行けるなら鯨でもいい、それよりも北洋へ行くことができ、しかもなかなか見ることのできない鯨を見ることが出来るなんて一石二鳥ではないかと思い、考えれば考えるほど夢を見ているように思われた。

5 月 17 日桜の咲乱る札幌を発ち、18 日東京で水産庁に於て打合せを行ない、20 日午後 2 時快晴に恵まれた横須賀を出港した。

船での生活は鮭鱒と変わらないことと思うが、仕事は 24 時間 3 交替で行なわれ、午前 0 時から 8 時迄の 8 時間 (通称ドロボウワッチ

というそうです)が私の受持ち時間であった。操業期間中には母船と同行した冷凍船、タンカー、キャッチャーなどにも乗せてもらい、特にキャッチャーでは機械化された鯨探機による捕獲方法等を見せてもらったり、私が考えていたよりすばらしいことばかりだった。しかしいくら捕鯨業は近代化されたとはいえ、鯨は2、3年に1頭の子を生むという繁殖率の低い動物で、鮭鱒にも共通することだが、資源が減少する前にこれらを保護しなければならず、現在生物学的調査、標識調査など行なわれているが、はっきりした結論はま

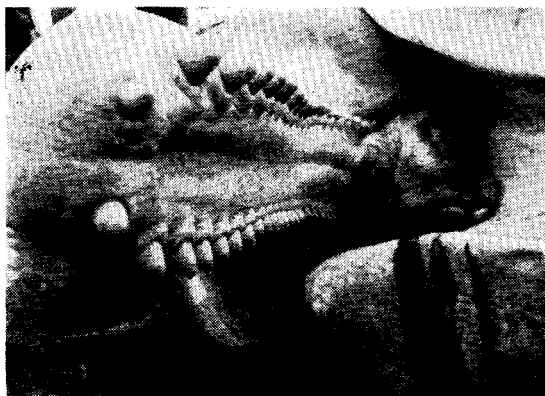
だでていないのが現状のようである。また私が今回特に感じたことは、毎年問題になる頭数のことであるが、捕獲頭数をふやすことよりも最大限に利用し良い製品を作り利益を上げることが必要だと思われた。

今回は報告書だけで終わりましたので、また機会を見て別な面から見た近代化された捕鯨業などについて書いて見たいと思います。

文章の下手な私ですので読みづらい面ばかりだったと思いますので、不明な点などありましたら助言していただければ幸と存じません。



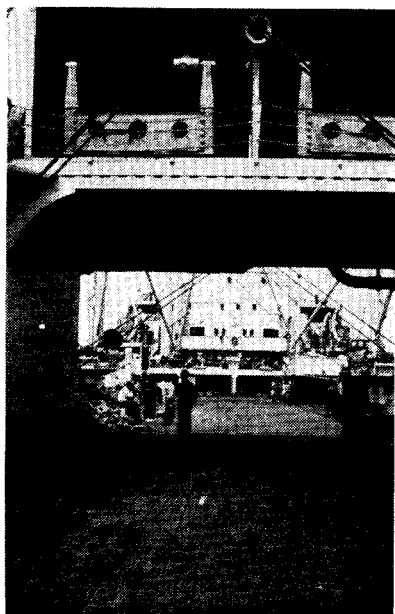
鯨の胃から出たいか



まつこウ鯨の歯



甲板でゴルフなどをして楽しむ人



広い甲板